

## 伊佐市新庁舎建設基本設計（案）に対する意見公募（パブリックコメント手続）の結果について

このたび、伊佐市新庁舎建設基本設計（案）の説明資料として「伊佐市新庁舎建設基本設計説明書」を作成し、市民説明会を開催するとともに、設計案に対する市民の皆様のご意見等を伺う意見公募（パブリックコメント手続）を実施しました。

その結果、572通のご意見等をいただきました。それらのご意見と市の考え方は下記のとおりです。

なお、市の考え方の詳細について、これまでに公表している資料をご覧くださいことなどを案内している場合があります。資料は、本計画案の公表場所において公表していますので、そちらをご確認ください。

おって、掲載したご意見は、その趣旨を損なわない程度に要約しました。その他のご要望やご提案、ご感想など、また、庁舎建設とは直接関係がないご意見などについては、今後の参考にさせていただきます。

## 1 結果概要

## (1) 募集方法等

募集期間	令和4年11月1日（火）から令和4年11月30日（水）まで（30日間）
意見提出方法	郵送、FAX、メール又は持参
計画案の公表場所	財政課、市民課（大口庁舎）、地域総務課（菱刈庁舎）、 大口ふれあいセンター窓口、まごし館窓口、市ホームページ

## (2) 提出数、提出方法、意見数

提出数	572通（郵送1通、FAX35通、メール7通、持参529通）
意見数	1,211件

## (3) 項目別の意見数

01. 設計方針	301件
02. 整備方針	39件
03. 平面計画	23件
04. 防災計画	11件
05. 環境計画	1件
■スケジュール	1件
■建替え計画	－件
■概算事業費・財源計画	314件
■市民参加	61件
その他	460件

2 いただいたご意見と市の考え方

01. 設計方針

【敷地概要】

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
1	1	計画地を建設場所とすることへの疑問、他の建設場所の提案など	<p>基本構想策定時に、伊佐市新庁舎建設検討委員会からの答申に基づき、市有地の中から大口ふれあいセンター周辺（中央公園）、旧大口市中央公民館跡地、重留多目的広場（花公園）、現大口庁舎敷地の4か所を候補地として選定し、それぞれの候補地について比較、評価した結果と伊佐市新庁舎建設検討委員会における候補地選定の優先順位及び評価を踏まえて検討した結果、大口ふれあいセンター周辺（中央公園側）を計画地（建設予定地）として選定しました。</p> <p>本計画地は、ふれあいセンターや元気こころ館が立地し、商店街や飲食店、商業施設なども近接しており、生活機能の利便性が非常に高く、将来にわたって市民交流の中心となり得る立地であり、持続可能なまちづくりの拠点及び防災拠点としての庁舎整備が期待できると判断したものです。</p> <p>詳しくは、「伊佐市新庁舎建設基本構想」、「伊佐市新庁舎建設検討委員会答申」でご確認いただけます。</p>

【建物概要（新築部分）】

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
2	1	庁舎の構造を木造とすることの提案	<p>防災・災害対策の拠点ともなる庁舎としての施設に求められる大規模地震に対する性能や他自治体事例等を考慮した結果、鉄骨造を採用しました。</p>
3	1	<p>新庁舎とふれあいセンターのアトリウム部分以外を繋ぐと、接続部分の共振による不具合が生じるのではないか。</p> <p>また、接続部分の見栄えもよくないと思う。</p>	<p>新庁舎とふれあいセンターは、構造的には完全に絶縁した状態で計画します。各施設が地震などの揺れにより振動した場合においても、影響を与えない距離を確保した計画であるため、共振は生じません。そのような離隔をとったうえで、室内同士をつなげる手法として、エキスパンションジョイントを設けます。エキスパンションジョイントは、各建物に振動などが生じた場合においても外壁の防水面や内部の仕上げなどが互いに損傷しないよう柔軟性を備えながらつなぐ役割を果たします。エキスパンションジョイントの納まりは複数の建物を一体的に計画する上で一般的な手法であり、特殊なものではありません。メンテナンス性についても、重点管理する部位が限定されることになるため、非常に合理的な手法であると考えています。見栄えについては、納め方を工夫することで、景観を損なうものとならないよう設計業務の中で検討を行っていきます。</p>
4	1	<p>基本構想、基本計画では新庁舎の延床面積は8,000㎡だったが、基本設計案では6,291㎡となっている。</p> <p>何が不要とされたのか、何を削減したのか。</p>	<p>基本構想において、近隣自治体の事例や本市の状況等を参考に、想定する延床面積を概ね8,000㎡とし、「なお、詳細については、基本設計等により再度精査することとなります。」としたところです。検討当初から、8,000㎡程度の平面計画（平面図）を作成したうえで検討を始めた訳ではありませんので、どのスペースが縮小されたのかということをお答えすることは難しいですが、様々な工夫を組み合わせながら導き出された数字が、想定から2,000㎡程度の縮減となったということになります。</p>

5	1	規模に対するご意見やご心配（大きな・豪華な・華やかな庁舎は必要ない、大口・菱刈庁舎を活用・リノベーションして新庁舎はコンパクトに、廃校利用を、身の丈に合った庁舎を、など）	基本構想を策定するにあたり、現庁舎が抱える課題（老朽化と維持管理、安全性と災害対応、来庁者の利便性、執務空間の効率性、建設財源の確保、機能集約の必要性）を解決するため、本庁方式として行政機能を新庁舎に集約することとしました。 庁舎の規模については、他自治体の庁舎建設事例を参考にしましたが、基本設計にあたっては新庁舎をふれあいセンターと複合利用することなどにより、なるべく必要面積や事業費の抑制に努めました。 なお、必要以上に豪華あるいは華やかな庁舎を建設する考えはありません。
---	---	---	---

**【整備目標】**

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
6	1	整備目標、基本方針がよくわからない。	整備目標は、新庁舎周辺を「年代を問わず集える場所にしたい」、「自由に過ごせる場所にしたい」、「賑わいのある場所にしたい」といった市民ワークショップで出された意見をもとに、あらゆる人たちが集い、過ごすことを表現したものです。ふれあいセンターや中央公園等との一体的、複合的利用を図り、施設の効果的な利用を促進することで賑わいを育む拠点となり、地域活性化に寄与する庁舎とすることを目標としているものです。 基本方針は、新しい庁舎が果たす役割として設定したものです。 詳しくは、「伊佐市新庁舎建設基本構想」、「伊佐市新庁舎建設基本計画」でご確認いただけます。
7	1	用事がなくても行きたくなるような施設になってほしい。	
8	1	用事がないのに市役所に行く人は少ない、いない。	
9	1	伊佐市のシンボルとは何か。	「シンボル」は「象徴」という意味で使用しており、伊佐市を象徴する庁舎の整備を目指すこととしています。

**【ひらかれた庁舎をつくる】**

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
10	1	庁舎は市民生活の核とは成り得ない。市民生活の核を目標とするなら、商業施設との一体化をめざすべきだ。	商業施設との一体化を目指す計画ではありませんが、ふれあいセンターを含む本計画地は、元気こころ館、商店街や飲食店、商業施設なども近接しており、生活機能の利便性が非常に高く、将来にわたって市民交流の中心となり得る立地であり、持続可能なまちづくりの拠点及び防災拠点としての庁舎整備が期待できると考えています。
11	1	議会を身近に感じることができると、議場を2階に配置することはいい考えだ。	設計方針は説明書に記載のとおりです。ご意見として参考にさせていただきます。

**【市民サービス・行政運営】**

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
12	2	ミーティング（休憩）スペースは必要ない。会議は会議室で、休憩は休憩室を利用すればいい。	現在の庁舎の会議室における稼働率や用途、利用人数などを調査した結果、わざわざ会議室を使うまでもないミーティングや打合せ、事務作業などが数多くあることが分かりました。ミーティングスペースをそのような用途において利用することによって、また、昼食や休憩時などの利用も兼ねることによって、庁舎に確保する会議室や諸室を減らすことができ、延床面積の抑制につながるものと考えています。
13	2	職員の休憩場所はどこに計画されているのか。自席などの来庁者から見える場所で昼食や休憩をとられていると、手続きなどの際などに気を遣う。食堂があると市民も一緒に楽しめるのではないのか。	なお、いわゆる食堂やレストランなどのテナントを整備する計画はありませんが、来庁者や来館者、職員など向けの移動販売を受け入れるスペースや、飲食ができるオープンスペースなどを整備する計画です。 また、あえて食堂などを整備しないことによって、職員などによる近隣の飲食店などの利用機会（出前やテイクアウトなども含む）の増加につながることも期待できると考えています。

14	2	執務空間の感染症対策は十分考慮されているのか。	職員が執務を行うにあたって支障がない面積を確保しつつ、新しい庁舎においても、新型コロナウイルス感染症に限らず、あらゆる感染症などに対しても、これまでと同様、あるいはこれまで以上に、市民の皆様への窓口対応や職員の働き方など、ケースに応じた適切な対応・対策を講じていきます。
----	---	-------------------------	---

【市民活動・協働の場づくり】

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
15	2	議場の市民利用についてのご意見やご心配（どのように使われるのか、議場は厳格であるべき）など	議場については、議会関係以外で利用されることはほとんどなく、公共施設としてのスペースの有効活用が図れていないのが現状です。そのため、議会が開催されない時期などに、市民の皆様に使っていただくといった事例は、伊佐市の計画に限らず、他自治体にも見ることができます。少しでも多く利用していただくことによって公共施設が利用されない時間を減らすことにつながり、さらには、そのことが公共施設の有効活用につながるものと考えています。 なお、用途や運用方法などの詳細については、議会や市民ワークショップなどの意見を参考にしながら検討を進めます。
16	2	常時は利用していない会議室の市民利用とは、どのようなものか。	4階会議室については、市役所が開庁している平日昼間は市役所の会議室として利用し、市民の皆様の利用が多い平日夜間や土日祝日には市民の皆様にご来庁いただきに会合や研修等で利用していただくなど、利用時間を分けた運用を想定しています。
17	2	4階会議室を市民と職員が共用するのであれば、公務に関する情報などが漏れたりするのではないのか。	また、庁舎部分にも会議室やミーティングスペースなどを備えているため、市役所のすべての会議を4階会議室で行うわけではありません。

02. 整備方針

【ふれあいセンター】

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
18	3	ふれあいセンターを改修する必要はないのではないのか。	ふれあいセンターは、完成後30年を迎え、庁舎と一体的な整備を行わなかったとしても大規模な改修を見込む時期にあります。公共建築物個別施設計画においても改修する計画となっており、予防保全型管理としての大規模改修を行うことによって、施設の長寿命化を図ります。整備方針は説明書に記載のとおりです。
19	3	ふれあいセンターは、いまのまま、リフォーム程度の改修や床を張ることでもいいのではないのか。	外部及び内部仕上げなどの仕様の詳細については実施設計と並行して検討していきます。
20	3	軽量な外壁を新設するとあるが、どのようなものか。	ふれあいセンターを全て解体してから新築する手法についても検討しましたが、改修よりも多くの費用を要するとの結果が出ています。
21	3	ふれあいセンターの改修に多額の費用をかける必要はない。改修ではなく、解体して新築するほうが費用を抑えられるのではないのか。	ふれあいセンターは、大規模改修することによって長寿命化を図ることができ、これからまた数十年使える施設となります。
22	3	ふれあいセンターは必要ないのではないのか。	また、現在も多くの方々に利用されており、施設自体を廃止することは考えていません。
23	3	ふれあいセンターは存続させてほしい。	整備方針にあるとおり、アトリウムは解体して新築（庁舎）部分の敷地として活用する計画ですが、平面計画にある屋内広場や交流スペース、市民ギャラリーなどを、現在のアトリウムが有する機能を継承するスペースとして、また、性格の異なる施設の緩衝スペースとして整備します。
24	3	ふれあいセンターのアトリウムは存続させてほしい。	
25	3	アトリウムを解体することはいい考えだ。	

26	3	ふれあいセンターの改修とあるが、全部が庁舎となるのではないのか。	新しい庁舎を建てることと、ふれあいセンターを改修することのそれぞれを一体的に整備するものであり、建物のすべてが庁舎となるものではありません。
27	3	庁舎とふれあいセンターは、別々の建物として整備してほしい、一体化する必要はない。	新しい庁舎を建てることと、ふれあいセンターを改修することについて、もっとも効果が発揮されるのは、ふれあいセンターのアトリウム部分を解体・敷地化し、ふれあいセンターと庁舎との共用機能を付加して再整備することであると判断したことから、一体的な整備を行うこととしたものです。 また、アトリウム部分の解体後に残る、ふれあいセンターの図書館・資料館・公民館部分についても、同じタイミングでの大規模改修を実施し、長寿命化を図ることで、ごく近い将来に必要な改修コストの削減を図りながら、より利便性が高い施設へとリニューアルを進めることが望ましいと考えています。
28	3	ふれあいセンターが利用できない期間は、代わりにどこを利用したらいいのか。	ふれあいセンター休館中の代替施設については、広報誌などでお知らせする予定です。
29	3	元気ころ館は高齢者のための施設であるため、ふれあいセンター休館中の代替施設としてだれでも利用できないのではないのか。	元気ころ館は他の公共施設と同じように、基本的にはどなたでもご利用いただけます。また、利用目的や利用者の年齢・構成によっては、使用料を減免できる場合があります。

#### 【公園の再配置】

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
30	3, 4	中央公園は存続・拡充させてほしい。	中央公園は廃止しません。整備方針は説明書に記載のとおりです。
31	3, 4	中央公園の面積は減ることになるのか。	北側と南側の公園を合わせて、現在の中央公園の面積を下回らないように計画しています。
32	3, 4	まわりに緑（木）があればいいと思う。	公園や建物の周囲などに植栽を計画しています。
33	3, 4	インクルーシブ公園を目指してほしい。	誰もがのびのびと、心地よく利用できる公園となるよう検討を進めています。
34	3, 4	小さな子どもと中高生などが一緒に遊べるほうがいいのではないのか。	「穏やかな場」と「アクティブな場」というような性格や機能などが異なる公園を整備するものであり、それぞれの公園の利用者や対象者を制限するものではありません。

#### 【交通計画】

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
35	4	新庁舎に隣接するかたちでバスの発着所を整備できないか。待合などがにぎやかになるし、便利になる。	バスの停留所や待合所についても、新庁舎完成後のスクエア広場のあり方とあわせて検討していきます。
36	4	駐車場は十分に確保されているか。	現在のふれあいセンター利用者用の駐車台数に、来庁者用の駐車台数を加えた数を見込んだうえで駐車場を整備する計画としています。
37	4	駐車場は庁舎に隣接させるべき。公園と駐車場を入れ替えた配置にするか、公園を廃止して駐車場を整備したほうがいい。	中央公園は廃止しません。現在の駐車場や中央公園の配置を活かしつつ、それぞれの利用者の安全性や利便性、近隣への影響などを考慮した配置計画となっています。

38	4	職員用駐車場は、現在の大口庁舎跡地に整備すればいいのではないか。	職員用駐車場を計画地内に整備する計画ではありませんが、ご意見として参考にさせていただきます。
39	4	第2・第3駐車場から庁舎・ふれあいセンターへのアクセスは、道路の乱横断になる懸念がある。	車や歩行者等の安全に配慮した交通計画とするために、横断歩道を設置することのほか必要な対策について、警察などと協議しながら検討を進めています。

### 03. 平面計画

#### 【全体構成・各階平面図】

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
40	5-8	待合空間が広すぎる。	パース①(6P)は、車いす利用の方々の往来に支障がないことや、どこに何があるかがしっかり認識できることなどを表したイメージです。実際に待合空間として機能させるには、待合のためのイスや記載台などを配置する必要があるため、このとおりに運用するものではありません。待合の方とカウンターとの距離を一定程度確保することや仕切りの設置など、プライバシーに配慮する必要などもあることから、配置などの詳細については実施設計と並行して検討していきます。
41	5-8	防災対策室は不要だ、会議室でいい。	平面計画にある防災対策室は、非常時などだけに使用するものではなく、平常時は会議室などとして利用します。
42	5-8	執務空間の気積は、事務所衛生基準規則の定めを満たしていないように思う。	事務所衛生基準規則で定められている1人当たりの気積10m <sup>3</sup> /人を遵守した計画となっています。加えて、執務空間の空気は他の部分とも連続するオープンな形式をとっているため、施設全体の空気の循環も促される計画となり、より快適な空気環境の実現が可能であると考えています。
43	5-8	新しい庁舎には、事務所衛生基準規則に定める休養室等を備えているか。	なるべく必要面積や事業費を抑制するという視点から、専用の休養室等は設けない計画としていますが、必要に応じて休養室等としても利用できる室等と機能を確保し、随時利用できるよう運用する方針です。空間的な側面、運用の側面の双方にフレキシビリティ（変化に対する柔軟性や融通性）を備えることで、利用効率の高い庁舎を整備していく計画です。
44	5-8	軽食をとれる場所やカフェスペース、交流スペースがあればいいと思う。	平面計画にある屋内広場や交流スペース、市民ギャラリーなどは、現在のアトリウム内の飲食スペースや展示スペースなどを継承するスペースとしても整備するものです。新しい施設でも、これまでと同じように利用していただきたいと考えています。
45	5-8	屋内広場、市民ギャラリー、交流スペース、コンサート会場は必要ない。	なお、コンサート会場を整備する計画はありません。
46	5-8	交流スペースなどを配置するのではなく、行政窓口及び執務スペースを拡充・充実させてほしい。	
47	5-8	現在のアトリウムは、主に子どもたちが集まる場所にもなっている。アトリウムを継承する屋内広場（パース③）とあるが、学生も大人も子供も集えるスペースになっているか。	

48	5-8	現在のアトリウムは、私たち学生が気軽に待ち合わせしたり、遊んだりできるところだ。休日や放課後には、お金をかけずに勉強もできる。このような場所をなくさないでほしい	(前ページから続く)
49	5-8	市役所が休みの日（土日祝日など）も多目的ホールや貸室の利用ができるのか。	多目的ホールや貸室などは、年末年始や休館日などを除き、これまでと同じようにご利用いただけます。 また、利用者が多い平日夜間や土日祝日などには、4階の会議室もご利用いただけるようにしたいと考えています。
50	5-8	議場からガラス越しに市民ギャラリーがあると、議会運営に支障が生じるのではないか。	パース②(6P)は、市民ギャラリーの雰囲気や市民の皆様が議会・議場の様子を感じられることなどを表したイメージです。壁や扉などの仕様、目隠し機能や防音性能などの詳細については、議会の意見などを参考にしながら実施設計と並行して決めていきます。
51	5-8	庁舎のなかに映画館をつくってほしい。	映画館を整備する計画はありませんが、多目的ホールなどを利用して、比較的少人数での映画鑑賞などはしていただくと考えています。
52	5-8	施設のなかに特産品売り場や物産館をつくってはどうか。	特産品売り場や物産館などを整備する計画はありませんが、屋内広場や交流スペース、軒下空間などは、そのような使われ方もできるスペースとして想定しています。
53	5-8	和室、畳のある部屋を整備してほしい。	和室を整備する計画はありませんが、用途によって畳が必要な場合には、必要に応じて設置できる簡易的な畳などを利用していただくことを想定しています。
54	5-8	ダンス練習室を整備してほしい。	平面計画においては軽度なダンス練習を行なえる室を備えることとしていますが、稼働率などを踏まえたうえで、そのほかにもいまと同じように利用できるダンス練習室の整備についても検討を進めています。
55	5-8	調理実習室を整備してほしい。	他の公共施設にも類似する機能が整備されていることや、ふれあいセンターにおける稼働率と他の施設の稼働状況などを考慮した結果、公共施設の適正な維持・管理の観点から、リニューアル後のふれあいセンターには、現在と同じような調理実習室は備えない計画としたところで
56	5-8	貸室や会議室が多い。	現在の庁舎の会議室やふれあいセンター諸室における稼働率や用途を参考にし、また、それぞれを複合利用することによる効果などを考慮したうえでの整備計画となっています。
57	5-8	会議室が足りていないのではない	
58	5-8	図書館を充実させてほしい。	現在2階だけにある図書館は、4階にある資料館を併設するかたちで1・2階に拡張します。 ふれあいセンターの玄関口となる1階に図書館があることで、気軽に立ち寄ることができ、利用しやすい環境を整えます。整備方針は説明書に記載のとおりです。
59	5-8	図書館の改修内容を見直して、縮小してほしい。	
60	5-8	小さい子どもは、本は好きでも静かにすることが難しかったりするので、多少、声を出しても許されるようなスペースを図書館には確保してほしい。	子どもたちだけに限らず利用する人が、静かな環境がいい、集中したい、会話しながら、飲み物を飲みながらなど、利用したい環境に応じた場所を選択して勉強や読書ができるような図書館となるように計画しています。
61	5-8	2階の方が静かだと思うので、学習室は2階に配置してはどうか。	学習室は1階に配置する計画としていますが、学習室だけではなく、2階に設ける閲覧スペースも勉強や読書などにご利用いただけます。

62	5-8	「多様な学びの部屋」とはどのようなものなのか。	視聴覚機材を使った学習や読み聞かせ、展示資料などに関する学習や研修などでの利用を想定していますが、それらに限らず、あらゆる学びのための打合せや会合などにも活用することができるスペースとして考えています。
63	5-8	空いているスペースは、将来新設する部署に充ててはどうか。	今後必要のない諸室・スペースなどが生じた場合には、他の公共施設の機能を移転するなどして、市が保有する公共施設の適正な維持・管理に資するよう努めます。
64	5-8	庁舎、図書館、貸室エリアなどの複合施設となるが、セキュリティ対策はどうなっているのか。	施設の一体的な利用や、閉庁時における屋内広場などの共用部分の市民利用などを実現するためには、管理区画は柔軟に考える必要がありますが、開庁時も含めて、機密性の高い情報などを扱う庁舎部分のセキュリティをきちんと守ることは極めて重要であると考えています。執務空間、図書館、多目的ホールや貸室などのそれぞれのエリアにおいて安全・安心かつ利用に支障のない管理区画を設定したうえで、費用対効果を考慮した設備等を導入することにより効率的で効果的な対策を図ります。

#### 04. 防災計画

##### 【防災拠点整備】

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
65	9	防災拠点としての新庁舎は必要だ。心強い。	説明書に記載のとおり、大規模災害が発生した場合においても災害応急対策業務が継続的に実施でき、防災拠点としての役割を果たすことができる庁舎を目指します。
66	9	菱刈庁舎にも災害対策本部や避難所が必要ではないか。	新しい庁舎は、災害時の総合的な防災・災害対策拠点としての役割を担い、長期にわたる復旧・復興業務への対応が可能な庁舎となるように整備するため、これまでどおり、災害対策本部は市長がいることとなる庁舎に設置することになります。 また、市内各所に指定避難所を定めているため、新たに菱刈庁舎を指定避難所に追加することは考えていません。
67	9	新庁舎やふれあいセンターは、避難所としての利用はできないのか。	新庁舎やふれあいセンターは、防災拠点としての役割を担い、指定避難所としての利用はできません。なお、ふれあいセンターが休館する令和5年度以降は、大口元気こころ館と大口小学校体育館を指定避難所とする予定です。

#### 05. 環境計画

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
68	10	太陽光発電を採用する計画はないのか。	電気設備の一部に、太陽光発電も採用する計画としています。

##### ■スケジュール

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
69	11	ふれあいセンターの改修期間を短くし、早めに利用を再開できないか。	ふれあいセンターは、完成後30年を迎え、庁舎と一体的な整備を行わなかったとしても大規模な改修を見込む時期にあります。大規模改修することによって長寿命化を図ることができ、これからまた数十年使える施設となります。現在のふれあいセンターに必要な改修内容を整理した結果の工程であり、工期を大きく短縮することは難しいと考えています。 なお、ふれあいセンター休館中の代替施設については、広報誌などでお知らせする予定です。



■概算事業費・財源計画

【概算事業費】

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
70	11	建設費用についてのご意見やご心配（建設費用が大きすぎる、予算の半分がいい、など）	<p>基本設計に入る前の段階の基本構想や基本計画においては、伊佐市の現状や、新庁舎を建設した、あるいは計画中の近隣市町村などの事例（実例や総務省起債基準等による検討なども含む）などを参考に、伊佐市の庁舎の規模としては、延床面積で8,000㎡程度、建築費で32億5,000万円程度を目安としました。</p> <p>また、基本計画では、「延床面積の削減は、新庁舎の建設費用や維持管理に必要となる費用の削減を図ることにつながるため、新庁舎の執務空間や会議室等の機能を建設地内の大口ふれあいセンターに一部機能移転することや菱刈庁舎などの既存施設を活用すること等により新庁舎の床面積の削減を検討します。」としました。</p> <p>基本設計にあたって検討や工夫を重ねた結果、主に庁舎として使用する新築部分の延床面積としては、6,291㎡となり大幅な削減が図れましたが、建築費そのものは、延床面積に連動して下げることができなかったというのが現状です。</p> <p>このことは、昨今の資材や人件費の高騰、社会経済情勢の変化などにより、事業費の上昇が続いていることが大きな要因となります。</p> <p>概算額としては41億8,000万円となりましたが、資材等の高騰による影響などを大きく受けたものの、延床面積削減の効果により、目安としていた40億円に近い規模で計画できたと考えています。</p>
71	11	事業費が80億円、90億円、100億円ほどになっても事業を進めるのか。	<p>今後、資材や人件費など的高騰が続いたとしても、公共施設や道路、橋などの公共インフラの整備を中断することはできません。新庁舎建設事業についても、市として対応できると判断される状況の間は、令和8年度の完成を見据え、基本設計で計画したスケジュールに沿って進めていきたいと考えています。</p>

【財源計画】

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
72	11	財源計画についてのご意見やご心配（借金をしてはいけない、子どもや孫たちに借金や負担を残したくない、自主財源が必要、など）	<p>地方債（借入金）を活用して社会資本整備（施設や道路、橋などをつくることなど）を行うということは一般的なことであり、後年度（これから）利用していく人たちにも公平に負担してもらおうという考え方に基づくものです。</p> <p>一般の地方債（借入金）が全て市税等の自主財源で賄わなければならないことに比べると、合併推進債は元利償還金の40%が地方交付税において算定され後年度に措置されるので、将来の市民負担軽減という点において有利な財源であるといえます。</p> <p>新庁舎建設やふれあいセンター改修のために地方債（借入れ）を活用したとしても、公債費（地方債の返済に要する経費）が著しく上昇することはなく、毎年の財政運営に大きな影響を与えることはないと考えています。</p>
73	11	財源計画についてのご意見やご心配（税金が増える、年金暮らしのため税金を払えなくなる、など）	<p>市民の皆様に対し、新庁舎建設にかかった費用を税に上乗せすることなどによる財政的負担を求めることはありません。</p>

74	11	事業費は他の使いみち（子育て・若者・高齢者支援、税・年金・水道料金の減額・ゴミ袋の値下げ、企業誘致、タクシー券支給、給食費・学童保育・PCR検査の無償化、など）に充ててはどうか。	事業費については、積み立てた特定公有財産取得基金19.8億円も活用する計画ですが、この基金は、条例で「伊佐市一般会計に係る一時的に多額の一般財源を必要とする公有財産の取得の費用に充てる」と目的を定めてあり、ほかの目的に使うことができません。 また、残りの事業費に対して活用しようとしている合併推進債についても、施設整備などが使いみちであり、これも社会保障などの他の目的には使うことができません。
75	11	より詳細な財源計画を示すべきではないか。	今後の実施設計において外装や内装、設備、外構等の詳細を確定し、詳細な工事費等を積算していくことになることから、より具体的な費用の見込みや財源計画については、検討の状況とあわせてお示ししていきたいと考えています。

【【参考】並行して実施する事業の概算事業費】

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
76	11	結局のところ、事業費は60億円ほどになっているではないか。	ふれあいセンターは、完成後30年を迎え、庁舎と一体的な整備を行わなかったとしても大規模な改修を見込む時期にあります。公共建築物個別施設計画においても改修する計画となっています。 新しい庁舎を建てることと、ふれあいセンターを改修することについて、もっとも効果が発揮されるのは、ふれあいセンターのアトリウム部分を解体・敷地化し、ふれあいセンターと庁舎との共用機能を付加して再整備することであると判断したことから、中央公園（南側）も含めて、一体的な整備を行うこととしたものです。 当然ながらそれぞれの事業費を合算すれば58億円程度となりますが、新庁舎建設とふれあいセンター改修は別々の事業であることをご理解いただければと考えています。

■市民参加

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
77	11	意見を出せない、勝手に決めないでほしい、市民の声を聴いてほしい、説明不足だ、ごまかすな、住民の同意を得るべき、など	これまでに、校区コミュニティ協議会など市内の各団体の代表者や、市議会の代表者、学識経験者で構成する新庁舎建設検討委員会において、基本構想の素案、建設候補地及び基本計画案について審議され、答申をいただきました。 また、広く市民の皆様から意見を伺う機会として、基本構想の策定前と基本計画の策定前にも、パブリックコメント（意見公募）を実施し、市の考え方を添えたうえで意見公募結果として公表しています。
78	11	市民ワークショップを開催することは、市民参加のための有意義な手法だ。	さらに、基本計画・基本設計の検討段階では、市民ワークショップを開催し、自由に意見交換していただきました。市民説明会も3回開催しています。 これまでの取り組みなどに関する資料は、本計画案の公表場所や市内各世帯への配布物において公表しています。 市民の皆様には、賛否も含めて様々なお考えがあると承知していますが、事業につきましては、計画どおり進めていきたいと考えており、ご心配されている方々に対しましては、市としての考え方をご理解いただけるように、今後とも説明を尽くしてまいりたいと考えています。

その他の意見

NO.	頁	ご意見（要旨）	市の考え方
79	-	十分に理解できた、このまま進めてほしい、など	意見公募（パブリックコメント手続き）は、賛否を問う趣旨のものではありませんが、ご意見として参考にさせていただきます。
80	-	事業計画反対、白紙撤回せよ、など	

81	-	人口減少、少子高齢化が進むのに大きな庁舎・事業は必要ない、など	国立社会保障・人口問題研究所による伊佐市の人口推計では2025年に21,945人、2030年に19,671人と人口減少の予測がされていますが、いつ時点の人口に照準を合わせてつくればいいのかということは難しい問題です。未来の伊佐市に資するためには、庁舎建設時点では必要面積を確保することとしつつ、ふれあいセンターとの複合化を図りながら実際に建築する面積を圧縮することや、他の公共施設も同様に、将来に要する建替や改修費用の削減を継続していくことが重要であると考えています。
82	-	合併協定を順守せよ、庁舎は同格だ、など	伊佐地区合併協議会において策定した「合併市町村基本計画（新市まちづくり計画）」では、庁舎整備の基本的な考え方について、合併時は新庁舎を建設せず総合支所方式とすることとしていますが、新市において新庁舎の建設若しくは改修の是非を検討するとともに定めていることから、現庁舎の状況や庁舎が果たす機能・サービスなどを考慮したうえで、本庁方式として新庁舎を建設しなければならないと判断したところです。
83	-	庁舎が2つもあるのは無駄だ。	新庁舎の完成後も、菱刈庁舎は引き続き活用します。
84	-	本庁方式には反対、総合支所方式に、など	現在、菱刈・大口の両庁舎で同じ取扱いをしている市民生活に関係した手続きは、新庁舎建設後の菱刈庁舎においても継続して行います。
85	-	菱刈庁舎は現状維持せよ、菱刈庁舎のサービスを低下させるな、など	また現在、大口庁舎のみで行っている市民生活に関係した手続きについても、必要とされる執務環境や配置される職員数等を考慮しながら、菱刈庁舎でも行えるよう検討を行っています。
86	-	菱刈庁舎でできない手続きが多い、菱刈庁舎で用事が済むようにしてほしい、など	大口庁舎だけではなく、菱刈庁舎においても同様に手続きをとっていただけることによって、ご不便の解消につながるものと考えています。
87	-	交通の便が悪くなる、遠くなる、大口まで行けない、など	
88	-	菱刈庁舎を利用してほしい、菱刈庁舎は存続させてほしい、など	
89	-	菱刈庁舎の機能存続を求める署名について	
90	-	住民投票をするべきではないか。	住民投票を実施することは考えていません。
91	-	基本設計（案）についてのパブリックコメントなのに、基本設計案が示されていない。	ご意見を募集するための資料である「基本設計説明書」は、基本設計案の概要・考え方などを示した資料です。

**【問合わせ先】**

伊佐市財政課庁舎建設推進係  
〒895-2511 伊佐市大口里1888番地  
電話：0995-23-1311（内線1146）  
F a x：0995-22-5344  
E-mail：chosha@city.isa.lg.jp